

本気で地震に備えるために
万一の地震による修理・建替えを
100% 保証します



～100%保証サービス～

地震保証 Prime

「いってらっしゃい」「ただいま」を未来につなぐ

地震に強い家をつくる当社だから 実現できます

あんしん①

保証期間
10年間

あんしん②

保証限度額
建物購入額の
100%まで

あんしん③

お客様による
掛金の
負担なし



～100%保証サービス～

地震保証 Prime

あんしん地震保証プライムとは

「あんしん地震保証プライム」とは、地震の揺れによる倒壊の損害修理・建替え補修費用の100%保証を実現いたしました。業界初となる、エビデンスに基づいた独自の解析データによって「耐震等級3相当」を証明し、強靱な耐震構造に更なる安心を約束します。

■ 保証対象物件

当社が施工・販売した耐震等級3相当の新築住宅

※設計データに基づき、独自の解析で耐震等級3相当を認定する新築住宅(戸建てのみ)

■ 保証対象となる場合

地震の揺れによる全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当した保証対象物件の建替えまたは補修を行った場合

(注)「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定について

地震保証の損害認定処理を迅速適格公平に行うために市町村が発行する「罹災証明」に従って認定します

■ 保証期間

お引渡し日から10年間(再加入はできません)

保証利用条件

■ 損害発生時の仕組み

- 1.物件引渡し後、お客様に郵送される保証書をご確認のうえ、当社までお電話ください。
- 2.罹災状況を確認させていただき、その後当社での建替えおよび修理工事を無償で提供いたします。^{※1}

※当社以外で修理を行われた場合、無償修理の対象となりませんのでご注意ください。

被害判定方法

市町村が判定して発行する「罹災証明書」によります。

保証限度額

1回の地震につき保証対象物件の購入価格(税込)100%まで

総保証限度額

日本全国で発生した全保証対象物件の損壊に対する総保証額10億円まで

- ◆役務を提供するものであり金銭の支払いは行いません
- ◆総保証額を超える場合は、次の算式によって算出した額を保証限度額とします。
保証限度額 = 建物価格(税込) × 10億円 / 全保証対象物件の損壊に対する保証額
また、総保証限度額を超えた地震の後に、再度地震による損壊が発生した場合には保証対象外となります。

例) 購入価格2,000万円(税込)の建物が100棟全壊となった場合には1,000万円までの保証となります。
 $2,000万円 \times 10億円 / 20億円 (2,000万円 \times 100棟) = 1,000万円$

※制度または保証規定を改定した場合、改定後の制度または保証規定が適用されます。(2022年6月17日時点)

■ 地震保証の保証内容

※建物購入金額を上限とする

損害状況(罹災証明被害認定基準)		あんしん地震保証	
地震の揺れによる 建物の損壊	全損(全壊) 建物時価50%以上		建物金額 100%
	大半損(大規模半壊) 建物時価額の40%以上50%未満		建物金額 100%
	小半損(中規模半壊・半壊) 建物時価額の20%以上40%未満		建物金額 100%
	一部損(一部損壊) 建物時価額の3%以上20%未満	—	—

あんしん地震保証プライムは、JLS独自の制度です。

国が運営する地震保険とは異なる制度のため、地震保険との併用をお勧めしております。

■ 無償保証の対象外となる主な場合

門・塀・アプローチ、 物置、車庫、その他の 付属建物の損壊 	被害の程度が 一部損壊の場合 	地盤沈下、津波、 火災、その他地震を 除く天災による損壊 
計測震度6.8を 超える地震のゆれ による建物の損壊 	既存建物等の 解体・撤去費用 	新築工事請負工務店 以外で、工事を依頼 した場合の修理費用 

■ 計測震度とは

観測地点における地震の揺れの強さを、震度計で計測して数値化したもの。震度階級はこの数値から換算されます。計測震度6.5以上はすべて震度7となります。

《気象庁震度階級表》

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上 5.0未満
1	0.5以上 1.5未満	5強	5.0以上 5.5未満
2	1.5以上 2.5未満	6弱	5.5以上 6.0未満
3	2.5以上 3.5未満	6強	6.0以上 6.5未満
4	3.5以上 4.5未満	7	6.5以上

《過去地震の最大計測震度》

熊本地震(2016年4月)	6.7
東日本大震災(2011年3月)	6.6
阪神・淡路大震災(1995年1月)	6.6



お問い合わせ先

F de House

株式会社エフDEハウス

〒671-2533

兵庫県宍粟市山崎町須賀沢150-6

TEL.0790-64-1015